

# 体験農園実施要領

## 第1条（目的）

本要領は、体験農園事業規程に基づき、体験農園の円滑な運営および利用者の利便性向上を図るため、必要な運用手順および方法を定めることを目的とする。

## 第2条（申込受付）

- （1）体験農園の利用申込は、所定のポータルサイトにより受け付けるものとする。
- （2）申込受付期間および方法は、毎年度開始前に組合が定め、利用希望者に周知する。
- （3）申込は先着順により利用者を決定する。

## 第3条（区画の割り当て）

区画の割り当ては、組合が公平かつ適正に行う。

## 第4条（農作業指導・講習会の実施）

- （1）農作業の指導および栽培講習会は、組合および講師が定期的実施する。
- （2）利用者は、栽培講習会に積極的に参加し、農作業の安全および適正な実施に努めるものとする。

## 第5条（農具・資材の貸出）

- （1）農具および資材の貸出は、組合が定める方法および時間帯に従い行う。
- （2）利用後は、必ず洗浄・整理し、所定の場所に返却すること。
- （3）貸出品の破損・紛失があった場合は、速やかに組合に報告すること。

## 第6条（共同区画の運用）

- （1）共同区画の利用にあたっては、利用ガイド等で定めるルールに従い、利用者同士で協力して管理・運用を行うものとする。
- （2）共同区画の作業分担や利用方法については、定期的に利用者間で確認・調整を行う。

## 第7条（施設利用）

- （1）駐車場、トイレ、交流サロン等の施設は、利用ガイド等で定める利用方法およびマナーを遵守して利用すること。
- （2）施設利用後は、清掃および整理整頓に努め、次に利用する方への配慮を忘れないこと。
- （3）施設内で発生したゴミは、組合が定める方法に従い、適切に分別・処理すること。
- （4）施設の設備等に破損や異常を発見した場合は、速やかに組合へ報告すること。

## 第8条（緊急時の連絡体制）

- （1）緊急時には、速やかに組合または指定された連絡先に連絡すること。
- （2）緊急連絡先は、利用ガイド等で周知する。

#### 第9条（年間スケジュール）

- （1）年間の主な作業日程、栽培講習会、イベント等のスケジュールは、年度開始時に組合より通知する。
- （2）スケジュールに変更が生じた場合は、速やかに利用者に連絡する。

#### 第10条（イベントの運営）

- （1）体験農園で実施するイベントは、組合が企画・運営する。
- （2）利用者は、イベントの運営に協力するものとする。

#### 第11条（視察研修および取材の受入）

- （1）体験農園への視察研修および取材の受入は、所定のポータルサイトにより受け付けるものとする。
- （2）受入期間および方法は、申込み希望者と組合が協議のうえ、別途定めるものとする。
- （3）視察研修および取材の受入にあたっては、農園の運営に支障がない範囲でこれを認めるものとし、必要に応じて日程や内容等について調整を行うものとする。

#### 第12条（その他）

本要領に定めのない事項については、代表理事組合長が別途定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は、2026年3月1日より施行する。